フランスにおける企業犯罪及び コンプライアンス上の責任

10年を超える劇的な変更

Stéphane de Navacelle

Pierre Calderan

目次

I. コンプライアンスにおける国境を超えた金融犯罪法執行のインパクト .3
II. 不適切行為の場合に考慮すべき手順 .10
III. フランスにおける刑事訴訟の一般原則 .12
IV. フランス刑事訴訟手続きにおける当事者及び主役 .13
V. フランスにおける刑事訴訟の時系列 .14
VI. フランス法における企業犯罪責任 .15
VII. 交渉による司法(Justice) .21

I. コンプライアンスにおける国境を超えた金融犯罪法執行のインパクト (1/7)

国家金融検察局 (PNF): 複雑かつ重大な金融犯罪いに特化した検察局

- 2014年に当該検察局創設：金融スキャンダルに対応して複雑かつ国際的な金融犯罪を起訴するため
- 重大不正捜査局 (UK) / 司法省詐欺部門 (USA)と同じ
- 財政（public finances）に対する罪
- 誠実性（probity）に対する罪
- 金融市場機能（ the functioning of financial markets）に対する罪
- 独禁法/カルテル犯罪

最近の法執行例：

- 2021年11月，PNFが捜査を実施し，UBS（スイスの銀行）がフランスにおける重大な租税詐欺及び違法な銀行勧誘の罪状で 18 億ユーロ（約2,340億円）の罰金を科した。
- 2021年8月、PNF主導の捜査の後，JP MORGANは、PNFとの司法取引（CJIP）を行い、租税詐欺の共犯として（complicity in tax fraud） 25 百万ユーロ（約32億5千万円）の罰金支払いに応じた。

I. コンプライアンスにおける国境を超えた金融犯罪法執行のインパクト (2/7)

米国当局により開始されたフランス企業宛ての多くの法手続きが重要な処罰を生んだ

- Technip社 (2010) : 212百万ユーロ
- Total 社(2013) : 217百万ユーロ
- Alstom 社(2014) : 683百万ユーロ
- Crédit Agricole 銀行(2015): 694百万ユーロ
- BNP Paribas銀行 (2017): 65億ユーロ

- 刑事責任リスクを防止するためには、企業は法的に安全な活動(operations)を行わなければならない。
- フランスは「フランス主権を維持し・・・（フランス）企業を域外範囲での法や手段から守る」ため行動する必要がある。それは「フランスの企業は彼らに対してとられた域外からの行為から自らを守る効果的な法的道具を有しない」からである。国会議員 Raphaël Gauvain 報告, 2019年6月26日

I. コンプライアンスにおける国境を超えた金融犯罪法執行のインパクト (3/7)

米国海外腐敗行為防止法 (1977)	▪ 業務を取得又は維持することを助けるため、外国政府公務員に対し一定の役割を有する個人または法人が支払いを行うことを違法とする目的で立法された。 ▪ 域外適用
英国贈賄法 (2010)	▪ 4つの異なった犯罪を規定: (賄賂供与, 賄賂収受, 外国公務員に対する贈賄, 賄賂防止の失敗) ▪ 域外適用
« Sapin II » フランス法 (2016)	▪ フランス人に対し外国司法及び規制当局が懲罰を科すことを防止することによりフランスの司法主権を強化する目的とする。 ▪ 域外適用

I..コンプライアンスにおける国境を超えた金融犯罪法執行のインパクト (4/7)

企業のコンプライアンス・プログラムは、企業をフランス又は外国当局による刑事訴追から守る重要な役割を演ずる。

- コンプライアンス・プログラムは、企業が企業内で発生する犯罪行為を発見し防止するための社内で履行されるべき機能である。
- 実効的なコンプライアンス・プログラムが存在したか否かとの議論は、企業の代理人（agent)が法を破った後、企業の刑事上の有罪の可能性を制限する中で生ずる。
- 企業がその代理人によって実施された犯罪により起訴されたり、有罪宣告された場合には、その企業の有していたコンプライアンス・プログラムは、起訴が外国当局によって開始された場合（例、米国量刑ガイドライン）、量刑範囲を悪化させる。
- 当局が、フランスか外国かに関わらず、交渉に基づく司法取引(DPA, CJIP)の実施を考慮している場合、実効的なコンプライアンス・プログラムの存在は（企業の協力姿勢や過去の歴史といった他の要素同様）、考慮される可能性がある。

Privileged & Confidential - Attorney Work Product - Attorney-Client Communication

I. コンプライアンスにおける国境を超えた金融犯罪法執行のインパクト (5/7)

- Sapin II法は、500人以上の従業員を有する又はフランスに親会社が登記住所を持ちかつその労働者が500人以上のグループ企業に属し、且つ売上が1億ユーロを有する企業に賄賂及び廉潔性違反の防止と捜査のためのシステムの設立を求める。
- 腐敗防止という新しい義務の遵守は、「フランス反腐敗機関 (Agence Française Anticorruption)」と呼ばれる当局によって管理される。この行政当局は金融及び競争規制当局が有するのと同等な捜査権限を有する。

I. コンプライアンスにおける国境を超えた金融犯罪法執行のインパクト (6/7)

- **反腐敗ポリシーを含む行動規範**

行動規範は、当該企業がその活動が法及び倫理原則を遵守した行動であることが主要な約束である旨を述べたものである。この規範は、腐敗との闘い、腐敗行為やあっせん収賄（influence peddling）を防止、発見及び思いとどまらせる適切な手段をの章を有する。

- **内部通報手続き**

内部警報システムの目的は、企業の行動規範に反する行動や状況の存在に関する従業員からの報告の収集を可能にすることである。企業は、警告取扱いの手続きを定める内部手続きを有し、その警告を受領し処理する責任ある窓口担当者を任命しなければならない。この点は、EU指令（EU Directive）による置き換えが予定されている。

- **リスクマッピング**

リスクマッピングは、腐敗及び斡旋収賄リスクを確認、分析し、さらされているリスクの対応優先順位を決めることである。それは、企業が活動する地域、分野及び活動の性質を考慮する。企業の反腐敗手続きは、このリスクマッピングを採用しなければならない。

- **第三者の精査（Due diligence）手続き**

企業は、第三者（顧客、重要なサプライヤー及び仲介人）と契約締結を考慮する場合、その取引の事前評価の手続きを有していなければならない。このことにより、将来のパートナーとなる可能性ある人物（例、株主、経営者、評判）に関するより深い知識を得て、法的リスク（腐敗、強制労働、ESG上の懸念、等）に晒されることを避けることができる。

Privileged & Confidential - Attorney Work Product - Attorney-Client Communication

I. コンプライアンスにおける国境を超えた金融犯罪法執行のインパクト (7/7)

- **反腐敗手続きの内部統制及び監査手続き**

企業は企業内の役割と責任（例、コンプライアンス、内部統制、内部監査、等）を定めるSapin II法の８つの柱の適用のため内部統制と評価システムを設定しなければならない。企業は必要に応じ、その手続きの適切性と有効性をコントロールし評価し、それらを採用しなければならない。この内部評価は、定期的になされなければならない。

- **行動規範の違反に対する懲戒システム**

企業のコンプライアンス・プログラムは、企業の内部懲戒手段に対する督促を含んだものでなければならない。企業の社内規定中に懲戒は規定されなければならない。

- **従業員の研修活動**

コンプライアンス・プログラム中で腐敗とあっせん収賄のリスクを防止するという企業の約束は、これらの問題に関する役職人の研修に反映されなければならない。提供される研修は継続的で実用的かつ教育的でなければならず、腐敗リスクに晒される従業員に適用され、更に進化する必要がある（調整はリスク・マッピングにリンクする）。

- **内部及び外部会計統制手続き**

企業は、内部又は外部会計統制を確立し、帳簿、記録、口座が腐敗又は斡旋収賄を隠蔽するために使われないように努める。これらの手続きは、企業内でそれらに対し責任を有する人物により可能な限り、企業内でこれらに責任を有する人物によりできる限り通常に実施される。

Privileged & Confidential - Attorney Work Product - Attorney-Client Communication

II. 不適切行為の場合に考慮すべき手順(1/2)

内部調査（internal investigation)の実施

内部調査
investigation

- このプロセスは企業が開始することによって可能となる：内部規定、規則又は立法に違反を構成する疑わしい行為に直面した場合、これらの疑念が充分根拠を有する者か否か決定する。
- 内部調査（investigation） ≠ 監査 (法人の財務諸表の真実性を確かめる構成；毎年の強制手続き; 一般的な範囲...).
- 内部調査 ≠ コンプライアンス・レビュー (予防的かつ定期的評価、又は何らかの事象に際して所与の法人の中でコンプライアンス・プログラムが適正に運用されているか).

II.不適切行為の場合に考慮すべき手順(2/2)

内部調査(investigation)手順

調査計画（investigation plan）立案 → 調査に有益な全ての文書及びデータを収集する → 文書とデータを　分析する

↓

関連情報を持っている可能性のある人物との面談 → 結論の記述 → 顧客への報告

↓

調査のフォローとしてのアドバイス実施 - 自己報告か否か？ ➡ 内部調査で企業が検察当局へ協力する意思がある旨示すことが可能。　このことは**CJIPが考慮されている場合は重要。**

弁護士の役割の焦点

弁護士(フランス語では*Avocat*) の調査で、事案を構成するための情報を入手し、顧客の防御の準備を行う。

弁護士は以下のおかげで決定的な役割を演ずる：
：

- 法律知識
- 司法関係での経験
- 専門家としての倫理
- 顧客とのコミュニケーションにおける守秘義務

III. フランスにおける刑事訴訟の一般原則

フランスの刑事訴訟は尋問主義（inquisitorial）

検察官と判事は共に捜査時に手続きが実施されるに従って積極的な役割を果たす (事実認定プロセス)

書面による捜査手続き

検察官/判事/警察によって取られた行為は、刑事ファイルへ報告され後日当事者により協議される：即ち、原則としてオフレコの捜査行為はない。

捜査は無罪の証拠(exculpatory evidence)を含む

捜査官は全ての無罪となる証拠を含め、且つ捜査し、使える（available) ようにしなければならない。

IV. フランス刑事訴訟手続きにおける当事者及び主役

検察局 (*"Parquet"*)	▪ **国家利益**を代理する ▪ **法務省から独立して**行動する ▪ **検察官の自由裁量** を行使する ▪ 捜査を行うに際して、**警察官とその代理人の監督を行う**
捜査担当判事	▪ 検察官または民間人の要請で行う複雑な刑事捜査を主導する。 ▪ 事案を裁判に持ち込むか却下するか決定する ▪ **独立且つ公正か** ：捜査官の目的は真実の発見であり、また同様に無罪か有罪かを確定する。
被疑者 / 補助された証人/目標/ 被告	• 捜査判事が任命された場合、補助する証人および標的となる人物（target）は、多くの **権利を有する**: 刑事ファイルへのアクセス、一定の捜査行為（面談、専門家、等）を要請する可能性 • 被疑者は警察に拘留され、一定の権利の通知を受け、自らの尋問調書及び医療証明書にもアクセスできる。
民間当事者 (*"partie civile"*)	▪ 被害申立人は当該手続きに必ずしも関与しない。 ▪ 事件ファイルにはアクセス可能。 ▪ 刑事手続きの当事者になること（刑事告訴を申立る又は要請する形）により、未だ当該手続きの能動的部分となりうる。

V. フランスにおける刑事訴訟の時系列

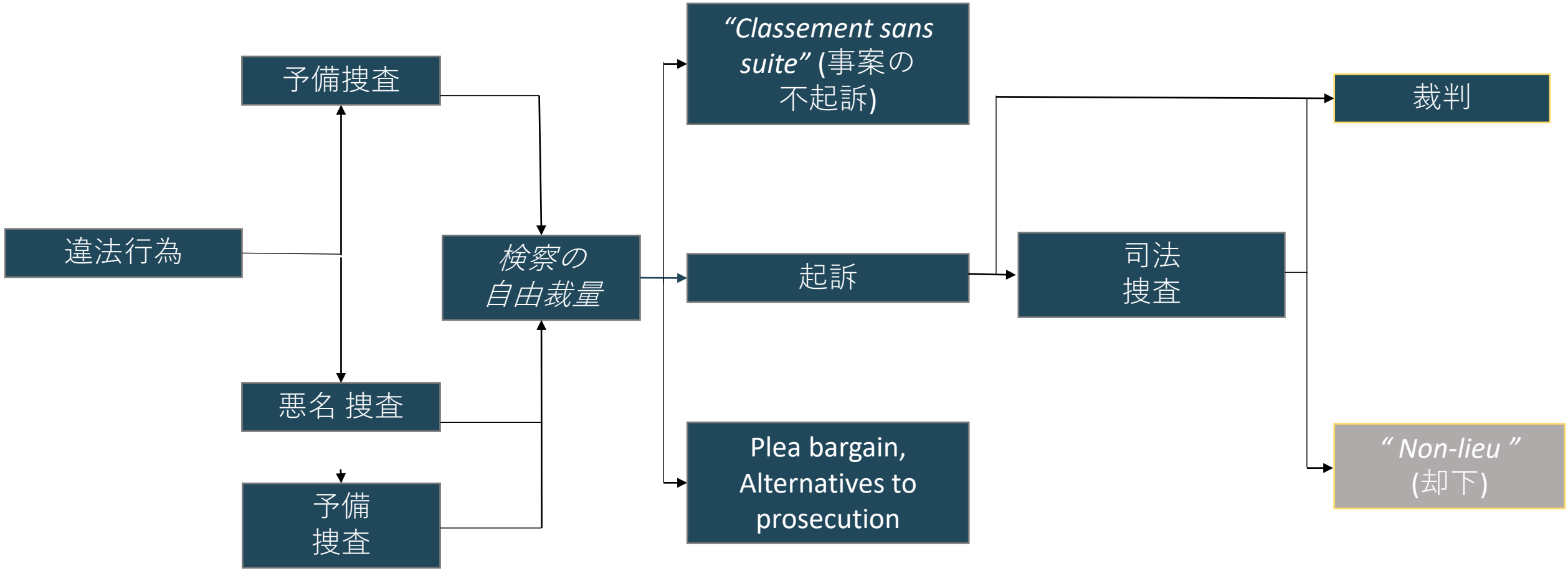

VI. フランス法における企業犯罪責任(1/6)

- 2004年以降, **一般的企業犯罪責任原則**
- 刑法第 121-2 条が現在は適用されている :

第121-4条（**犯罪の既遂又は未遂**）及び第121-7条（**共犯理論**）に記載された区別に従えば、国家を例外として、法人は**彼らの組織又は代表者の代わりに犯した**犯罪に対し刑事的に有責である。

しかし、地域の公的機関及びその連携機関（associations）が刑事責任を生ずるのは、公的サービス委託協定を実施する際の彼らの活動の過程で犯された犯罪に限定される。

*第121-3（**過失、不注意、介護義務違反**）第4項により、法人の刑事責任により、同じ行為の実行者または共犯者である自然人の刑事責任が排除されることはない。*

- **私的活動を行う公益法人及び全ての法人に対し企業刑事責任は適用される。**

VI. フランス法における企業犯罪責任 (2/6)

企業が有責なのは犯罪が“彼らの代わりに組織または代表者によって犯された”場合のみに限られる

法的代表者又は組織

CEOは企業の代表者

銀行の支店長は 銀行の“代表者”

中央リスク評価委員会は、持ち株会社の“組織”である。

組織

or

代表者

権限を授権された個人

健康と安全担当の個人

権限の下請けを受けた店舗マネージャー（店長）

事実上の“組織及び代表者”

子会社の従業員は、例え、法的なリンクや彼らへの授権がなくとも**グループの横断的組織であり彼らに任せられた役割を担うために親会社の事実上の代表者である。**

VI.フランス法における企業犯罪責任(3/6)

法人の「代行者として犯す犯罪」

法的定義なし

判例の解説

裁判所によれば、企業の常務取締役による非合法な労働者のリクルートは当該企業のために実施されたもので、複数の契約の実施を伴い、その結果当該企業は刑事的に有責である。

裁判所は、企業のCEOにより犯された犯罪により当該企業の商標が奨励された、そのため当該企業の「必要的に代わりに犯された」といえると判示した。

法人の独自の利益の実現または当該法人に利益をもたらす行為の過程で犯された犯罪は、法人の「代行者として」犯された。

VI. フランス法における企業犯罪責任 (4/6)
支配意思（*the controlling mind*）を判定する判例法の進化

1. 明白な犯人識別（identification）

判事は、法人の責任を判示するためには明確に犯罪を犯した自然人を識別（identify）しなければならない。

2. 犯人の推定

判事は、犯罪が法人の組織または代表者によって犯されたり容認されたことのみにより犯された状況が明らかな場合、犯罪を犯した実際の人物を正確に識別することが求められない。

3. 明白な犯人識別

最高裁判所は従前の判例を覆し、判事は従って法人が犯罪を犯したと判示するには、法人のためその一機関又は代表者が犯罪を犯した旨を特定しなければならないとした。

VI.フランス法における企業犯罪責任 (5/6)

M&A を経由した責任の移転:

- 2020年11月まで:刑法典第121-1条で記載された個人責任の原則に基づき、 買収企業は合併前の被買収企業が犯した犯罪に対し刑事上は責任を負わない。

- 最高裁決定: 一定の条件下では、買収企業は被買収企業が犯した犯罪に対し責任を有すると判示されるかもしれない。

VI.フランス法における企業犯罪責任 (6/6)

量刑 :

- 主要な罰 : 罰金（**Fine,** 刑法第**131-37** 条)

  法人に対する罰金 **≤ 5 x** 個人に対する罰金額(刑法**131-38**条 **& 131-40** 条)

  自然人により支払われるべき罰金について規定がない犯罪については、法人の罰金は **€1,000,000**。

- 幇助犯/従犯の罰金 (刑法第**131-39**条) :

  会社清算、一つ又は複数の専門家業務の実施禁止、公的入札参加困難、公的資金援助取得禁止、没収の罰金 **+**特別な判決 (例、腐敗や不正な融資に対するコンプライアンス上の罰金、等)

VI.交渉による司法 (1/2): CRPC - フランスの有罪答弁

- 有罪を認めることによってのみ可能に
- 自然人及び法人共に使える
- CRPCは検察官又は捜査担当判事（investigative judge）により提案される(犯罪者側からの提案による場合もある）
- CRPCの結果は、犯罪者にとってはより少ない量刑となる結果（収監期間 ：3 年以下で如何なる場合も犯罪者が当初発生させた機関の半分以下+　罰金は、犯罪者が当初発生させた罰金額より少ない)

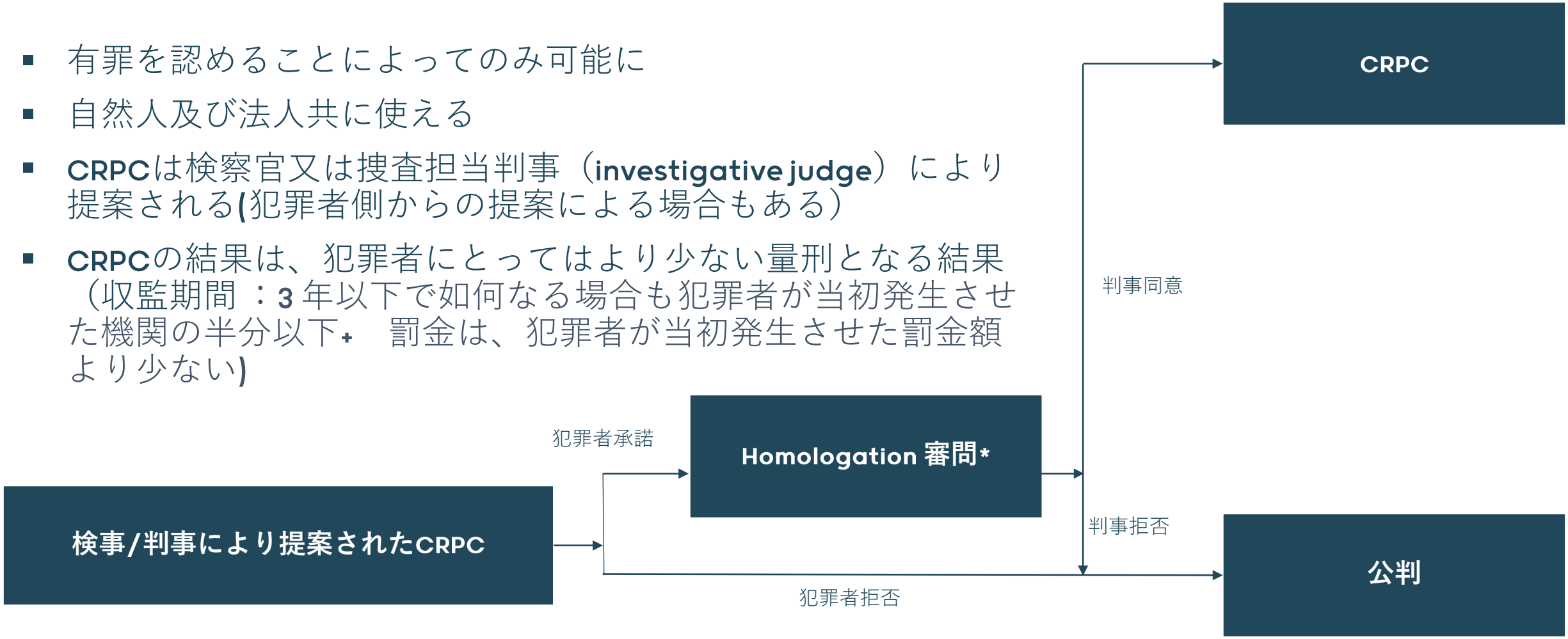

*判事が検察の求刑と異なる量刑を打診する

VII.交渉による司法 (2/2): CJIP - フランス訴追猶予契約

- CJIP = 取引のメカニズムかつ起訴の代替
- 法人に限定される
- 検察官と交渉する
- 事実を認め同時に有罪を認容
- 取引 ≤ 年間売上の30%以下 + コンプライアンス上の義務
- 特定の列挙された犯罪のみに適用

質問

APPENDICES

- ウェブサイト上の多くの英語での企業犯罪/コンプライアンス関連記事 : Navacelle.law

- "*Recent developments in corporate liability in France and European Union and in legal cooperation in cross-border investigations*", Navacelle, 20 April 2021 (Les développements récents de la responsabilité pénale des entreprises en France et de la coopération juridique de l'Union Européenne dans les enquêtes transfrontalières (en anglais) - (navacelle.law))

- "*French anti-corruption initiatives for the period 2021-2030*", Navacelle, 14 July 2021, (Initiatives françaises en matière de lutte contre la corruption pour la période 2021-2030 (En anglais) - (navacelle.law))

- "*The Judicial Public Interest Agreement on the right track to simplification*", Navacelle, 16 September 2021, (La Convention judiciaire d'intérêt public (CJIP) sur la voie de la simplification (en anglais) - (navacelle.law))

Stéphane de Navacelle

Member of the Paris and New York bars

sdenavacelle@navacelle.law

Pierre Calderan

Member of the Paris and New York bars

pcalderan@navacelle.law